

議案第237号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社」を「及び大阪市道路公社」に改める。

附則に次の1項を加える。

（大阪市土地開発公社の清算の終了に係る経過措置）

- 11 大阪市土地開発公社の清算の終了の日前にこの条例の規定によって大阪市土地開発公社が行い又は大阪市土地開発公社に対して行われた処分、手続その他の行為で当該清算の終了に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、当該清算の終了の日前に行われた公文書に係る処分、手続等に係る経過措置を講ずるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市情報公開条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大

阪市土地開発公社（以下「住宅供給公社等」という。）をいう。

2 省 略

附 則

1-10 省 略

（大阪市土地開発公社の清算の終了に係る経過措置）

11 大阪市土地開発公社の清算の終了の日前にこの条例の規定によって大阪市土地開発公社が行い又は大阪市土地開発公社に対して行われた処分、手続その他の行為で当該清算の終了に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。